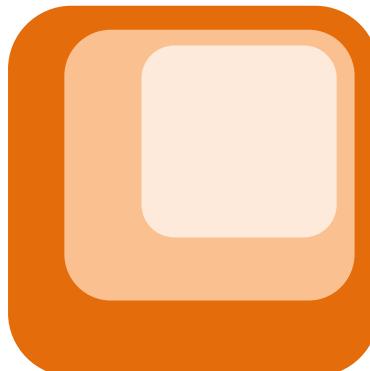
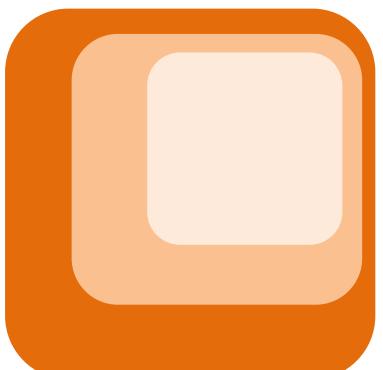
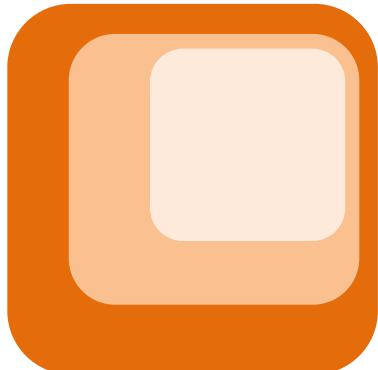
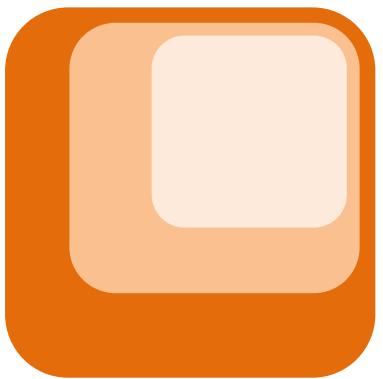


未来につなぐ
エンディング
わたしの相続
ノート



新潟地方法務局

はじめに

相続した不動産について、相続登記がされていないケースが数多く存在していることが、東日本大震災からの復興に関連して報道され、所有者不明土地問題が社会的な関心を集めました。不動産の相続登記が放置されると、所有者の把握が困難となり、結果、所有者不明の土地や空き家が増加する大きな要因になるばかりでなく、老朽化により家屋が倒壊したり、その地域に必要な公共事業の支障になるなど多くの社会問題につながります。

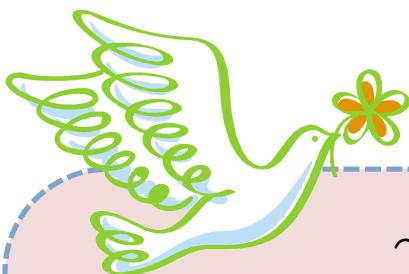
そこで、全国の法務局では、これらの問題の発生を未然に防ぐために、相続登記を促進する様々な取組を行っています。

この「未来につなぐわたしの相続（エンディング）ノート」は、相続登記を促進する取組の一つとして、法務局が取り扱う相続・遺言・後見を中心に、必要な情報を分かりやすくご理解いただけるよう、新潟地方法務局が作成しました。

これから的人生をより明るく前向きに過ごしていただくための、皆さまのお役に立てれば幸いです。

令和4年8月

新潟地方法務局



～ 未来につなぐ相続登記 ～

相続登記はお済みですか？

土地や建物を相続した後、相続登記をしない限り、登記上の名義人（所有者）は、亡くなられた方のままです。相続登記をしないまま、時間が経つと様々な問題が起きる可能性があり、残された家族も大変です。

また、令和6年4月1日から、相続登記の義務化がスタートします。

何らかの事情で相続登記が未了の場合には、ご自身や大切なご家族、次世代の方々のために、未来につなぐ相続登記をしましょう。

これから的人生をより明るく前向きに過ごすために

目次

第1部 未来につなぐわたしの相続（エンディング）ノートを作成してみよう

第1	わたし自身のこと	1
第2	もしもの時の連絡先	2
第3	財産・資産について	4

第2部 いざという時のために「知って安心」

第1	相続～相続登記はしないといけないの？～	10
第2	法定相続情報証明～相続手続が簡単に！！～	13
第3	遺言～相続？争続？トラブル防止のために～ 法務局に預けて安心！自筆証書遺言書保管制度とは！	15 17
第4	知れば安心 成年後見制度！	18
第5	財産を家族や親族に信託するには？	21
第6	残された配偶者の居住権を保護する制度	21
第7	どこに相談したらいいの？ 相談先一覧	22

エンディングノートとは、自分自身に何があつたときに備えて、ご家族が様々な判断や手続を進める際に必要な情報を残すためのノートです。また、生活の備忘録として、そして、これまでの人生を振り返り、これから的人生を考えるきっかけ作りにするものです。



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」



遺言書ほかんガルー

第1部 未来につなぐわたしの相続（エンディング）ノートを作成してみよう

第1 わたし自身のこと

フリガナ

名前：_____

生年月日：_____ 血液型：_____

住所：〒 -

本籍：_____

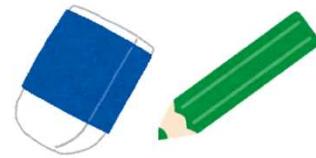
住所の履歴（転居の履歴）

〒 -

〒 -

その他：

第2 もしもの時の連絡先



(1) 名前： _____ 関係： _____

連絡先： _____

(2) 名前： _____ 関係： _____

連絡先： _____

(3) 名前： _____ 関係： _____

連絡先： _____

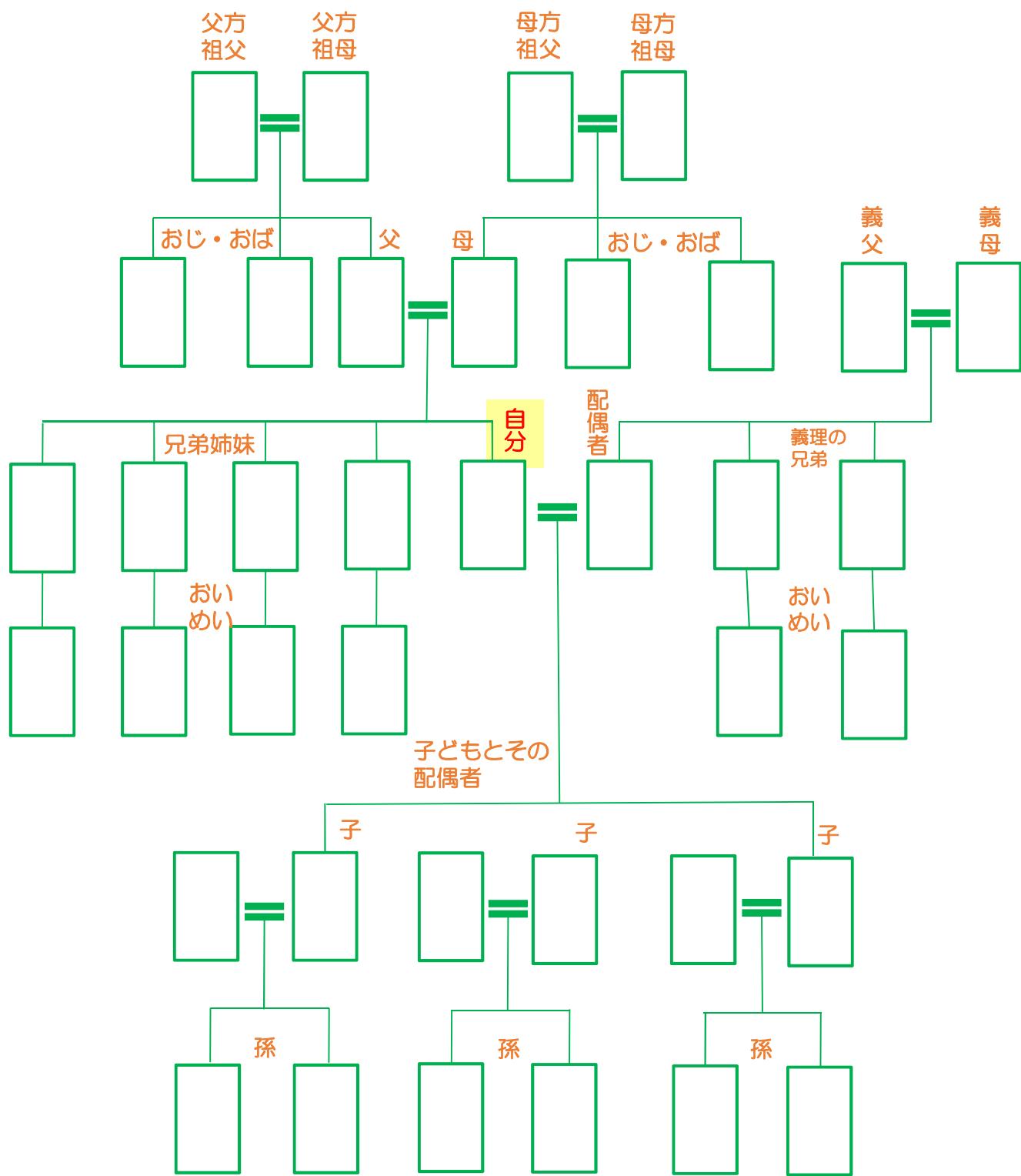
(4) 名前： _____ 関係： _____

連絡先： _____

(5) 名前： _____ 関係： _____

連絡先： _____

家系図



第3 財産・資産について

どのような財産を所有しているか調べてみましょう

あなたがどのような財産を所有しているかを調べて、書き出してみましょう（5ページ）。不動産（土地・建物）については、法務局が発行する登記事項証明書（登記簿謄本）や市町村から通知される固定資産税の納税通知書を確認し、複数人で所有（共有）している場合は、自分の持分（所有割合）や誰と共有しているのかについても把握しておきましょう。その際には、登記事項証明書に記録されている所有者の住所が現在の住所と一致しているかも確認しましょう。

また、土地や建物を貸している場合や借りている場合は、契約書の有無等についても確認しましょう（6ページ）。

資料の確認（一例）

目的	必要な書類	請求先・問合せ先
土地・建物の名義人を知りたい	・登記事項証明書	
地番・家屋番号を知りたい	・公図、地積測量図 ・登記識別情報通知書 (登記済証)	お近くの法務局
面積を知りたい		
自分が所有している土地・建物を知りたい	固定資産税の納税通知書 固定資産課税台帳、名寄せ帳	市町村の固定資産税担当課 市町村の固定資産税担当課

*所有不動産記録証明制度（令和8年4月までに施行）

ご自身又は被相続人（亡くなられた方）が登記名義人として記録されている不動産を一覧的にリスト化した証明書を請求することができるようになります。

請求先の法務局、手数料等の詳細は今後定められます。

所有している不動産（土地・建物）を記載しましょう！

第
1
部

	所在地	地番・家屋番号	共有名義人及び持分	どのように管理しているか	どう処理したいか
1					
2					
3					
4					
5					
6					

その他（メモ）



貸している不動産はありますか？

	所在地	地番・家屋番号	契約期間	契約書の有無
	借主の氏名	借主の住所	連絡先	
1				
2				
3				
4				

借りている不動産はありますか？

	所在地	地番・家屋番号	契約期間	契約書の有無
	貸主の氏名	貸主の住所	連絡先	
1				
2				
3				
4				

他に資産はありますか？

	金融機関名	支店	金融機関の連絡先	備考
預貯金				
借入金 ローン	借入先	返済方法	相手方の連絡先	備考
生命保 険等	保険会社	種類・内容	受取人	備考
その他	名称 (自動車・有価証券・ 株式 等)	内容	保管場所	備考

その他（メモ）



ご自身の相続をスムーズに進めるために

相続手続をスムーズに進めるために必要なことをまとめました。

ご不明な点等がありましたら、お近くの法務局までご連絡ください。

現状又は予定	必要なこと
<ul style="list-style-type: none"> ・相続登記がされていない ・建物が登記されていない ・相続財産が未分割であることが分かった 	相続登記（相続登記の詳細は10ページへ）
<ul style="list-style-type: none"> ・家族などに相続させる（贈与する） 	遺言書を作成（遺言書の詳細は15ページへ）
<ul style="list-style-type: none"> ・自分の死亡後の住まいのことは遺産分割などにより家族の相談に任せるが、事務手続や当面の管理者を指定しておく 	信託契約や死後事務委任契約の締結
<ul style="list-style-type: none"> ・不動産を売却する予定 	登記事項証明書（登記簿謄本）の確認、隣地境界の確認

※相続登記について詳しく知りたい方は10ページへ

遺言書の作成について・・・

遺言書の作成の有無について記載しておきましょう。

① 遺言書を作成していますか

作成している 作成していない

② 作成している場合、どこに保管していますか

自宅 公証役場 法務局 その他（ ）

※遺言書について詳しく知りたい方は15ページへ

その他、伝えておきたいこと

所有している不動産（土地、建物）について、相続人等に伝えておきたいことがあれば記載してください。

- 近所の人と申合せ事項がある（隣地境界等）
()
- 建て替えについて制約がある
()
- 専用道路の権利関係が複雑
()
- その他
()

その他（メモ）



第2部 いざという時のために「知って安心」

第1 相続～相続登記はしないといけないの？～

相続登記は必要です！！

第2部

土地や建物を所有していた方が亡くなられて相続が発生した場合、「相続による所有権の移転の登記」を法務局に申請することになります。

申請をせずに放っておくと新たな相続が発生し、相続登記の手續がますます難しくなってしまいます。

(注) 「民法等の一部を改正する法律」が令和3年4月28日に公布され、令和6年4月1日から相続登記の申請をすることが義務化されます。
詳細は、法務省ホームページに掲載されています。

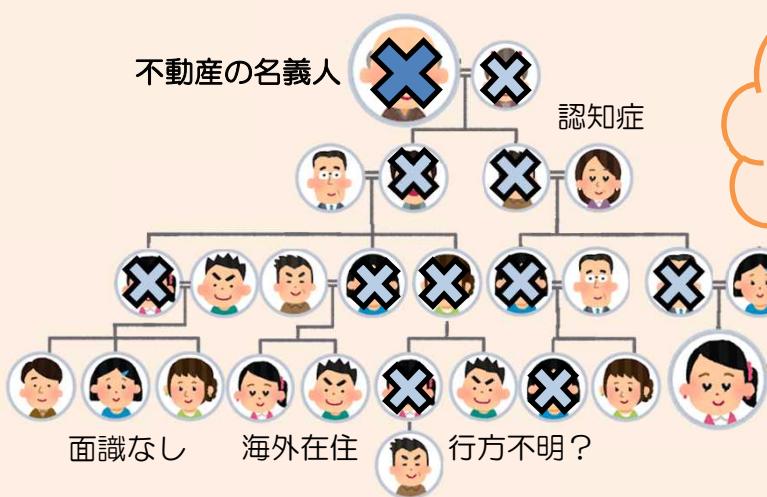


相続登記をしないと・・・

○相続登記の手續が困難になります

- ・相続人がどんどん増えて、話し合いがうまく進まない。
- ・書類収集の手間が増え、費用が高くなる。
- ・相続人の中に面識がない人が現れ、協議に時間が掛かる。
- ・相続人の中に認知症になるなど判断能力が低下してしまう人がいると、家庭裁判所に成年後見人の選任申立てが、また、所在不明の人がいると、不在者財産管理人の選任申立てが必要になるケースが生じる。

時間が経つほど、相続人が増えて手續が難しくなってします。



面識がない人、連絡の取れない人が現れ話し合いができない。
どうしよう…

○暮らしやまちづくりに影響があります

- ・相続した不動産をすぐに売却できない、不動産を担保に借入れができない。
- ・適切な管理がされない空き家が増加する。
- ・まちづくりのための公共事業が進まないなどの所有者不明土地問題の要因となる。



相続登記に必要な書類は？

	必要書類	取得先
被相続人 (亡くなった方) の	出生から亡くなるまでの戸除籍謄本 ※「法定相続情報証明」を提出すれば、戸除籍謄本は不要（13～14ページ参照）	被相続人の本籍地の市区町村役場
	住民票の除票 ＊詳しくは法務局へお尋ねください。	被相続人の最後の住所地の市区町村役場
相続人全員の	現在の戸籍謄抄本 (戸籍記録事項証明書)	各相続人の本籍地の市区町村役場
	住民票の写し (本籍地の記載のあるもの)	各相続人の住所地の市区町村役場
遺産分割した場合 (相続人全員で話し合いをする場合)	相続人の印鑑証明書	各相続人の住所地の市区町村役場
	遺産分割協議書	—
遺言書がある場合	公正証書 遺言書	公正証書の正本又は謄本 公証役場
	自筆証書 遺言書	(自宅で保管する場合) 自筆証書遺言書及び家庭裁判所の検認証明書 家庭裁判所
		(法務局に預ける場合) 遺言書情報証明書 ※「自筆証書遺言書保管制度」を利用した場合 (17ページ参照) 法務局





ご注意

相続登記の申請の義務化について

相続登記が義務化される制度が、**令和6年4月1日からスタート**します。

新しい制度では、不動産を取得した相続人について、正当な理由がないのに不動産の取得を知ってから3年以内に相続登記をしないと10万円以下の過料が科される可能性があります（例えば、相続人が多く、必要な書類を集めるために時間を要する場合などは、過料の対象になりません。）。

相続人申告登記の新設について

相続人がより簡易に相続登記の申請義務を行うことができるようとする新たな仕組みが、**令和6年4月1日からスタート**します。

「①登記簿上の所有者に相続が発生したこと、②自らがその相続人であること」を申請義務の期間内（3年以内）に登記官に対して申し出ることで、相続登記の申請義務を履行したものとみなされます（特定の相続人が単独で申出することも可・添付書面も簡略化）。

住所変更登記等の申請の義務化について

所有権の登記名義人に対し、住所等の変更日から2年以内にその変更登記を義務付ける制度が、**令和8年4月までにスタート**します。

正当な理由がないのに申請を怠った場合には、5万円以下の過料が科される可能性があります。

相続土地国庫帰属制度について

相続や遺贈によって土地の所有権を取得した相続人が、法務大臣の承認により土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする制度が、**令和5年4月27日からスタート**します。要件等の詳細は、今後政省令で定められます。

第2 法定相続情報証明～相続手続が簡単に！！～

法定相続情報証明制度とは？

法定相続情報証明制度とは、相続人が法務局（登記所）に戸籍謄本等の必要書類と併せて相続関係を一覧に表した図（法定相続情報一覧図）を提出し、登記官がその内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを証明する制度です。

制度の利用で相続手続が簡単に！！

法定相続情報一覧図の写しは、必要な通数の交付を受けることができるため、各種相続手続をするに当たって、従来のように、戸籍謄本等の束を繰り返し提出することなく、複数の提出先に同時並行で手続することが可能です。

制度の利用範囲について

- ・預貯金の払戻し
- ・相続税の申告
- ・相続登記
- ・各種名義変更
- ・遺族年金、未支給年金、死亡一時金等の請求など

制度を利用しない場合



相続人



戸籍書類一式



各種相続手続のイメージ

何度も提出し直さなくていいから手間がかからない！！

制度を利用した場合



相続人

法定相続情報一覧図の写し
(無料で必要な通数交付)

無料で利用できます！！

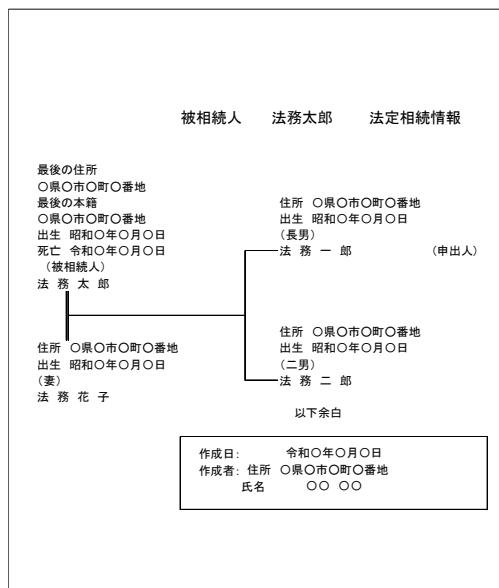


相続人が法務局に、以下の必要書類を申出書に添付して、申出します。

登記官が内容を確認後、法定相続情報一覧図（法定相続人が誰であるかを一覧にしたもの）に認証文を付した写しを無料で必要通数交付します。

法定相続情報一覧図の保管期間中（5年間）は、再交付受けることができます。

	必要書類	取得先
被相続人の	出生から亡くなるまでの戸籍謄本	被相続人の本籍地の市区町村役場
	住民票の除票	被相続人の最後の住所地の市区町村役場
相続人全員の	現在の戸籍謄抄本（戸籍記録事項証明書）	各相続人の本籍地の市区町村役場
申出人の	氏名・住所を確認することができる公的書類	—
	法定相続情報一覧図（右図）	—



法定相続情報一覧図（記載例）

※別途必要書類がある場合があります。

コラム

「長期相続登記等未了土地解消作業」ってなに？

法務局では、公共事業の実施主体からの要望を受け、所有者の死亡後、長期間にわたり相続登記がされていない土地について、亡くなった方の法定相続人を探査した上で、その法定相続人の方（任意の1名）に長期間相続登記がされていないことをお知らせすることを行っています。



第3 遺言～相続？争続？トラブル防止のために～

いったい誰が相続人？～相続人と法定相続分～

相続順位

法定相続人と法定相続分

第1順位 子がいる場合	配偶者 	1/2 
第2順位 子がいなく、 親がいる場合	配偶者 	2/3 
第3順位 子と親が共にいな く、兄弟姉妹がい る場合	配偶者 	3/4 



- ・配偶者は常に相続人となります。
- ・配偶者がいない場合は、上記の相続順位に従って相続します。
- ・相続人となる子や兄弟姉妹が既に死亡している場合には、その子（被相続人にとっての孫やおい・めい）が相続人となります（「代襲相続」）。
- ・相続人の死亡から10年を経過した後にする遺産分割は、原則として、具体的な相続分を考慮せず、法定相続分又は指定相続分によって、画一的に行うとする新たなルールが、令和5年4月1日からスタートします。
＊令和5年4月1日前に開始した相続についても適用されます（猶予期間が設けられます。）。

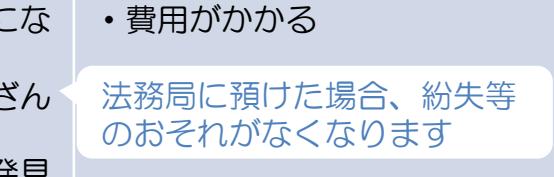
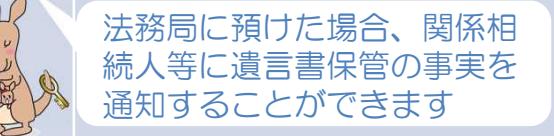


遺言書～きちんと伝えたい、大切な人へのメッセージ～

遺言書とは、誰にどの財産をどれだけ相続させたいかを指定し、その指定に法的効力を持たせるものです。法律にのっとって作成された遺言書の記載は、法定相続分のルールに優先します。そのため遺言書は、ご自身の財産をご家族へ確実に託し、相続をめぐる紛争を防止するための有用な手段です。

どちらにする？～自筆証書遺言と公正証書遺言～

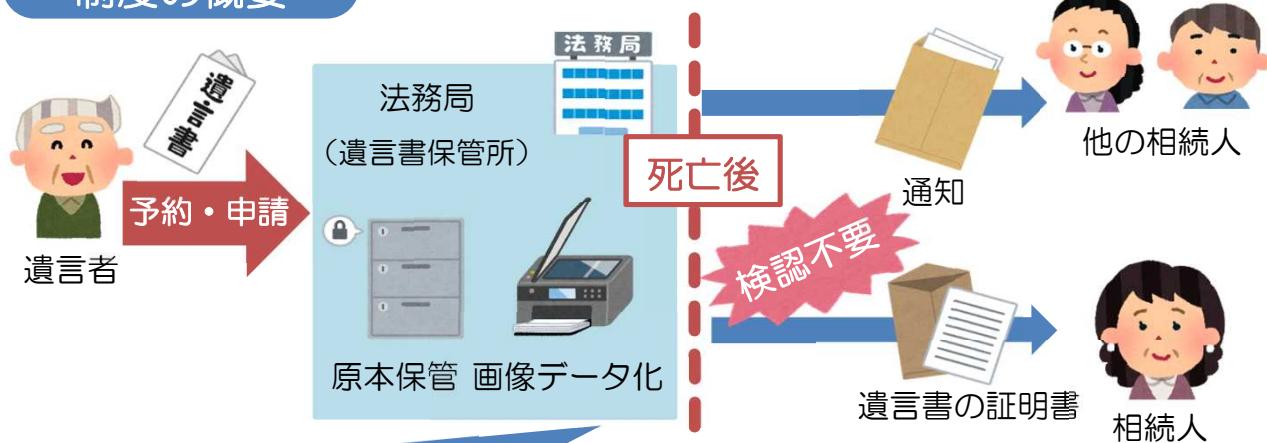
遺言書には、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の3つの形式があります。このうち、自筆証書遺言と公正証書遺言について、その違いを表に示しました。

	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成方法	遺言者本人が全文・日付・氏名を自書及び捺印する	遺言者が公証人に遺言の趣旨を口授し、公証人が書面にする
保管方法	遺言者本人の判断により、自宅で保管又は法務局に預ける 法務局に預けた場合、 ・長期間適正に保管します ・プライバシーを確保できます	原本は公証役場において厳重に保管される 
家庭裁判所の検認	必要 法務局に預けた場合、検認は不要です	不要
メリット	・作成費用がかからない ・作成に手間がかからない	・無効な遺言書になりにくい ・紛失や改ざんのおそれがない
デメリット	・内容に不備があると無効になる可能性がある ・自宅保管の場合紛失や改ざんのおそれがある ・自宅保管の場合相続人に発見されないことがある	・費用がかかる  

法務局に預けて安心！自筆証書遺言書保管制度とは！

令和2年7月10日から、自筆証書遺言書を全国の法務局（本局・支局）で保管する制度、「自筆証書遺言書保管制度」が始まりました。

制度の概要



メリットは？？

- 家庭裁判所での検認が不要です！
- 遺言書が紛失・亡失するおそれがなくなります！
- 遺言者の死後、遺言者が指定した相続人等のお一人に遺言書が保管されていることを法務局から通知します。

相続開始後は？？

- 相続人等は全国どこの法務局（遺言書保管所）においても、遺言書の証明書の請求や、遺言書の閲覧等ができます！
- 相続人等が遺言書の証明書の交付を受けたり、閲覧をすると、遺言書を保管していることを法務局から他の相続人全員に通知します！

あなたの最後の意思表示が確実に伝わります！

相続トラブルを防ぎ、相続手続が円滑に進みます！

手数料

遺言書の保管の申請	3,900円
遺言書の閲覧の請求	1,400円（モニターでの閲覧） 1,700円（原本での閲覧）
遺言書情報証明書の交付請求	1,400円
遺言書保管事実証明書の交付請求	800円

自筆証書遺言書保管制度の詳細は法務局HPのQRコードからご覧ください



※1通常当たりにかかる手数料

第4 知れば安心 成年後見制度！

成年後見制度とは？

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方々について、本人の権利を守る援助者を選任し、本人を法律的に支援する制度のことです。

法定後見制度とは？任意後見制度とは？

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2種類があります。

法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて、家庭裁判所が適切な成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）を選任し、選任された成年後見人等については、[東京法務局で成年後見の登記](#)（19～20ページ参照）がされます。

一方、任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に自分の生活、療養看護や、財産管理に関する事務について代理権を与える契約を公正証書で結んでおくものです。

法定後見制度

任意後見制度

既に判断能力が不十分な場合

将来、判断能力が不十分になったときに備える場合

後見

保佐

補助



判断能力が欠けて
いるのが通常の状態

判断能力が
著しく不十分

判断能力が
不十分

家庭裁判所に申立て

公正証書で契約



判断能力があるうちに、
任意後見人を選んでおく

成年後見制度の利用に必要な費用は？

法定後見制度

申立手数料	800円（注1）
登記手数料	2,600円
その他	連絡用の郵便切手（注2）、鑑定料（注3）、添付書類（注4）の取得に必要な費用 など

(注1) 保佐人や補助人に代理権の付与や同意権に関わる事項を追加する場合、申立てごとに別途800円が必要になります。

(注2) 申立てをされる家庭裁判所にご確認ください。

(注3) 本人の判断能力の程度を医学的に十分確認するために、医師による鑑定を行う場合があります。鑑定料はほとんどの場合、10万円以下となっています。

(注4) 申立てには、戸籍謄本、登記事項証明書、診断書などの書類が必要であり、これら入手するための費用も別途かかります（必要書類については申立てをされる家庭裁判所にご確認ください。）。

任意後見制度

公正証書作成の基本手数料	11,000円
登記嘱託手数料	1,400円
法務局に納付する印紙代	2,600円

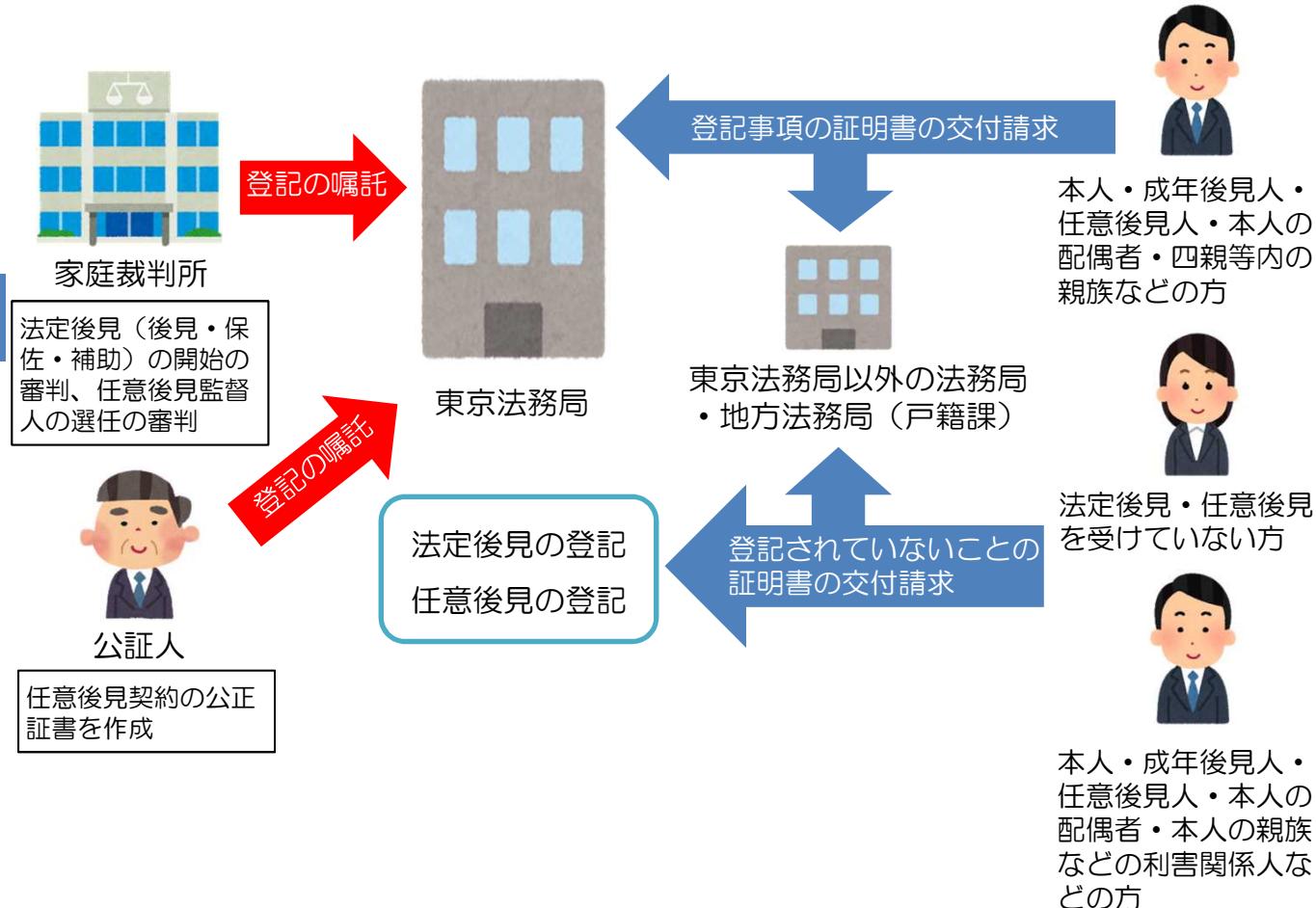
(※) このほか、本人らに交付する正本等の証書代や、登記嘱託書郵送用の切手代、任意後見監督人選任の申立て費用等が必要になります。

なお、公正証書に関するお問合せは、公証役場にお願いします。

成年後見登記って？

成年後見登記は、成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などを家庭裁判所、公証役場からの手続（申請嘱託）により、東京法務局民事行政部後見登録課で登記（登録）するものです。

この登記によって、登記事項を証明した登記事項証明書（登記事項の証明書・登記されていないことの証明書）の交付を受けることができ、この証明書によって、自分が後見人であるということや、反対に、ある人に法定又は任意後見人がいないことなどを証明することができます。



登記事項の証明書・登記されていないことの証明書を取るには？

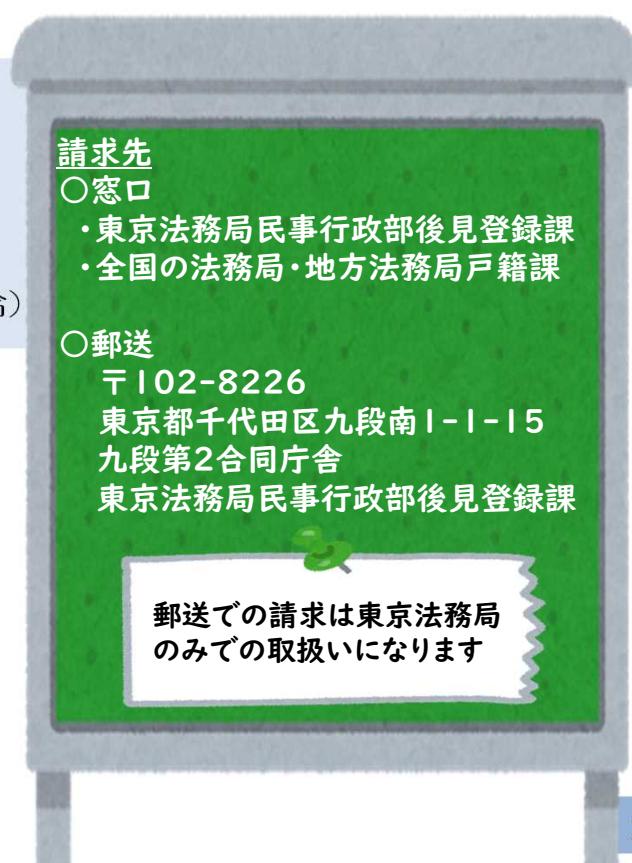
必要書類

- 申請書（最寄りの法務局又は法務省のHPからお取り寄せください。）
- 本人確認書類（免許証・保険証など）
- 委任状（委任による代理人からの請求の場合）
- 戸籍謄抄本・住民票（親族からの請求の場合）

手数料

- 登記事項の証明書
1通につき550円
- 登記されていないことの証明書
1通につき300円

成年後見制度の詳細は、
法務局HPのQRコード
からご覧ください



第5 財産を家族や親族に信託するには？

家族信託とは、自分の財産（不動産・預貯金・有価証券等）を、信頼できる家族や相手に託し、特定の人のために、あらかじめ定めた信託目的に従って、管理・処分・承継する財産管理手法です。

認知症などにより判断能力が低下した場合にも、家族信託の目的に応じて、本人の財産を柔軟に活用することができます。

第6 残された配偶者の居住権を保護する制度

配偶者居住権制度

令和2年4月1日の民法改正によって、配偶者居住権が創設されました。

これによって、配偶者が相続開始時に被相続人所有の建物に居住していた場合に、遺産分割や遺言書の記載に基づき配偶者居住権を取得すれば、終身又は一定期間、被相続人所有の建物に無償で居住することができるようになりました。

※配偶者居住権の権利を第三者に対抗（主張）するためには、不動産登記手続が必要です！

居住用不動産贈与等の優遇措置

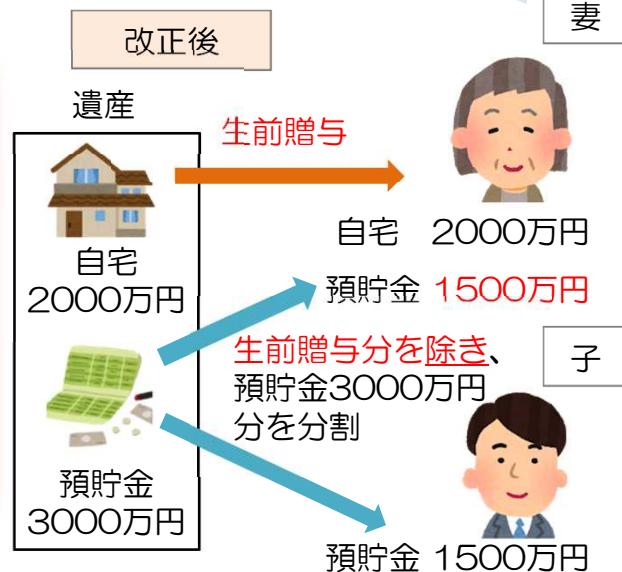
令和2年7月1日以降、婚姻期間が20年以上ある夫婦間で居住用不動産の遺贈や贈与がされた場合については、原則として、遺産分割における配偶者の取り分が増えることになりました。

住む場所だけでなく生活費もあって安心

どう変わったの？

従来、居住用不動産の生前贈与があった場合、財産の先渡しがあったものとして、生前贈与分を含めて遺産分割を行うこととしていました。

改正後は**生前贈与分を除いて**遺産分割を行うことができるようになり、配偶者は、より多くの財産を取得することができるようになりました。



第7 どこに相談したらいいの？

「未来につなぐ わたしの相続ノート」でご紹介した内容について、ご不明な点がありましたら、新潟地方法務局の以下の窓口にまずは、お電話でお問い合わせください。

●新潟地方法務局のお問合せ先

	相続登記・法定相続情報証明制度	自筆証書遺言書保管制度	登記の手続案内(要予約)	所在	管轄
本局	○ (不動産登記部門)	○ (供託課)	○	〒951-8504 新潟市中央区西大畠町5191 TEL 025-222-1561	新潟市 東区・中央区・江南区 西区・西蒲区 北区のうち新発田支局の管轄を除く。
長岡支局	○	○	○	〒940-0082 長岡市千歳1-3-91 TEL 0258-33-6901	長岡市 小千谷市 見附市
三条支局	○	○	○	〒955-0081 三条市東裏館2-22-3 TEL 0256-33-1375	三条市・加茂市・燕市 西蒲原郡(弥彦村) 南蒲原郡(田上町)
柏崎支局	○	○	長岡支局で御案内します。	〒945-8501 柏崎市田中26-23 TEL 0257-23-5226	柏崎市 三島郡(出雲崎町) 刈羽郡(刈羽村)
新発田支局	○	○	○	〒957-8503 新発田市新富町1-1-20 TEL 0254-24-7101	新潟市 北区のうち旧豊栄市地域 新発田市・胎内市 北蒲原郡(聖籠町)
新津支局	○	○	○	〒956-0031 新潟市秋葉区新津4463-1 TEL 0250-22-0501	新潟市 秋葉区・南区 五泉市・阿賀野市 東蒲原郡(阿賀町)
十日町支局	○	○	上越支局で御案内します。	〒948-0083 十日町市本町一丁目上1-18 TEL 025-752-2575	十日町市 中魚沼郡(津南町)
村上支局	○	○	新津支局で御案内します。	〒958-0835 村上市二之町4-16 TEL 0254-53-2390	村上市 岩船郡(関川村・粟島浦村)
糸魚川支局	○	○	上越支局で御案内します。	〒941-0058 糸魚川市寺町2-8-30 TEL 025-552-0356	糸魚川市
上越支局	○	○	○	〒943-0805 上越市木田2-15-7 TEL 025-525-4133	上越市 妙高市
佐渡支局	○	○	本局で御案内します。	〒952-1561 佐渡市相川三町目新浜町3-3 TEL 0259-74-3787	佐渡市
南魚沼支局	○	○	長岡支局で御案内します。	〒949-6608 南魚沼市美佐島61-9 TEL 025-772-2164	魚沼市 南魚沼市 南魚沼郡(湯沢町)

※成年後見制度・相続土地国庫帰属制度に関しては本局にお問い合わせください。

●新潟地方法務局以外のお問合せ先

	相談内容	所在
新潟県弁護士会	相続を始め、様々な法的相談	〒951-8126 新潟市中央区学校町通1番町1 TEL 025-222-5533
新潟県司法書士会	相続登記・遺言・相続放棄・ 成年後見・民事信託等に関する 相談	〒950-0911 新潟市中央区笹口1-11-15 TEL 025-240-7867
新潟県土地家屋調査士会	相続に際して土地の境界や建物 の変更・滅失登記等に関する 相談	〒951-8068 新潟市中央区上大川前通6番町1211-5 三好マンション鏡橋 3階 TEL 025-378-5005

memo
